

# 船舶事故調査報告書

平成28年6月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年1月28日 10時30分ごろ
発生場所	静岡県浜名大橋北方付近 舞阪灯台から真方位276° 1,460m付近 (概位 北緯34°40.8′ 東経137°35.8′)
事故の概要	試験船 <sup>エスエス</sup> SS-271は、北北西進中、また、プレジャーボート <sup>じろろ</sup> 次郎丸は、釣りをしながら漂泊中、両船が衝突した。 SS-271は、右舷船首外板に擦過傷を生じ、また、次郎丸は、船外機の亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月25日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 試験船 SS-271、5.8トン 230-50988 静岡、スズキ株式会社 B プレジャーボート 次郎丸、5トン未満（長さ5.18m） 242-26784 静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型（湖川小出力）・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首外板に擦過傷 B 船外機に亀裂等、左舷船尾外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、静岡県浜名湖の今切口を約11ノットの対地速力で北北西中、船長Aが、防波堤で見えにくい静岡県浜松市舞阪漁港からの出航船の有無を確認しようと右舷前方に目を向けていたところ、右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 B船は、浜名大橋北方において消波ブロックの近くで船首を北方に向け、釣りをしながら漂泊中、船長Bが、船尾方約500mにA船を認めたものの、多くの船舶と同様にA船も水路の中央付近を航行し、B船に向かって来ることはないと思い、下を向いて釣りの準備していたところ、A船と衝突した。 B船は、船外機に亀裂を生じて作動しなくなり、航行不能となった。 今切口付近の海域には、浜名湖総合環境財団によりレジャー船・釣り自粛協定水域が設定されている。

<b>分析</b>	<p>A船は、船長Aが、舞阪漁港からの出航船の有無を確認しようと右舷方に目を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、A船がB船に向かってくことはないと思い、漂流を続けていたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船の船長Aが、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが、漂流を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、見張りを適切に行うこと。</li><li>・船舶の往来の多い海域においては、みだりに漂流して釣りを行わないことが望ましい。</li></ul>